

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年 8 月13日
【会社名】	株式会社グラッドキューブ
【英訳名】	GLAD CUBE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 金島 弘樹
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目 4 番 7 号
【電話番号】	0 6 - 6 1 0 5 - 0 3 1 5（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO 財部 友希
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目 4 番 7 号
【電話番号】	0 6 - 6 1 0 5 - 0 3 1 5（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO 財部 友希
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年8月8日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年8月8日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図り、企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行するため、当社定款を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、金島弘樹、財部友希、西村美希、金島由樹及び上杉辰夫を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、監査等委員である取締役として、久保田匡美、池原浩一及び樋口宣人を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、補欠の監査等委員として、西宏章を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、年額350百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内）（使用人分給与を含む。）と決定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件に、監査等委員である取締役の報酬限度額を、年額70百万円以内と決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	60,056	16	0	(注) 1	可決 (99.8%)
第2号議案					
金島 弘樹	60,035	37	0	(注) 2	可決 (99.8%)
財部 友希	60,035	37	0		可決 (99.8%)
西村 美希	60,020	52	0		可決 (99.7%)
金島 由樹	60,020	52	0		可決 (99.7%)
上杉 辰夫	60,035	37	0		可決 (99.8%)
第3号議案					
久保田 匡美	60,046	26	0	(注) 2	可決 (99.8%)
池原 浩一	60,046	26	0		可決 (99.8%)
樋口 宣人	60,046	26	0		可決 (99.8%)
第4号議案					
西 宏章	60,045	27	0	(注) 2	可決 (99.8%)
第5号議案	60,017	55	0	(注) 3	可決 (99.7%)
第6号議案	60,034	38	0	(注) 3	可決 (99.8%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上